

大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定

大阪府

日本郵便株式会社

大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定

大阪府（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社近畿支社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、高齢者及びその家族等（以下「高齢者等」という。）が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指して、甲及び乙が連携して見守り等を行うことにより、高齢者等を支える地域づくりを推進することを目的とする。

（責務）

第2条 甲及び乙は、本協定の取組の実施に当たって、相互理解による高い信頼関係と協力関係を構築するとともに、活動を継続的に実施することができるよう、その体制の確立に努めるものとする。

（取組内容）

第3条 本協定における、甲及び乙の役割は、次のとおりとする。

1 甲の役割

甲は、府内の市町村に対して協定の趣旨を周知し、協力を求め、乙の取組が円滑に実施できるよう支援する。

2 乙の役割

乙は、各地域の事業所及び店舗等に対して本協定の趣旨の周知を図るとともに、事業所及び店舗等における以下の高齢者への見守り等の取組が、郵便法その他の法令等に抵触するおそれのない範囲かつ業務に支障のない範囲で円滑に行われるよう奨励する。

（1）高齢者等に対する「緩やかな見守り」の実施

日常業務において、高齢者等の何らかの異変を発見した場合に、別に甲が提供する所管の市町村の連絡先（以下「市町村連絡先」という。）に状況を報告する。

ただし、生命の保護の観点から緊急の対応を要すると判断した場合は、所管の警察署や消防署に直接通報するものとする。

(2) 認知症の方や家族を支える地域づくりへの協力

「認知症サポーター養成講座」の受講等により、認知症に関する正しい知識の習得に努めるとともに、認知症の方や家族が困っている場合に可能な範囲で支援する。

(3) 高齢者等の消費者被害の防止

日常業務において、高齢者等の消費者被害の兆候を察知したときは、消費生活センター等関係機関に状況を報告するなど、消費者被害の防止に努める。

(4) その他地域活動支援等

介護予防、高齢者虐待防止、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者の早期発見等、甲及び市町村の高齢者施策や地域活動支援に対し、可能な範囲で協力する。

(費用負担)

第4条 第3条各項に規定する取組に係る通信費等は、原則、甲又は乙の負担とする。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の事前の承諾を得ず第三者に開示又は漏洩してはならない。

(免責事項)

第6条 乙は、第3条第2項に定める取組を実施したこと又は実施することができなかったことにより生じた問題等について、甲からその責任を問われることはないものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の意思表示がないときは、本協定を当該有効期間満了の日から起算して1年間同一条件で更新するものとし、以後も同様とする。

(市町村の協定等との関係)

第8条 乙は、第3条第2項各号に定める取組のうち、既に府内の市町村

との協定その他の方法（以下「協定等」という。）により、実施しているもの、又は、今後実施を予定しているものは、当該市町村の所管する地域については、本協定にかかわらず、当該市町村との協定等に基づき取り組むものとする。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項においては、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月6日

甲 大阪府大阪府中央区大手前2丁目1番22号
大阪府
大阪府知事 松井 一郎

乙 大阪府大阪府中央区北浜東3番9号
日本郵便株式会社
執行役員 近畿支社長 矢崎 敏幸